

外出自粛対象者医療提供体制 療養生活環境整備検討部会

【報告】

令和5年9月11日(月)

1 部会における意見

【目指すべき方向】

誰もが安心して自宅・宿泊・施設療養できる地域の医療福祉の連携推進

⇒外出自粛対象者医療提供体制・療養生活環境整備に関して、各構成員より現場における課題について議論行ったところ。

外出自粛対象者医療提供体制

【医療機関(病院、診療所)】

- ・時間外の受診先医療機関の偏りもあることから電話/オンライン診療および往診体制等の整備が必要。
- ・クラスター等で施設療養となった際の嘱託医等の負担が大きい。

【訪問看護事業所】

- ・自宅療養で新たな患者となった方への訪問看護が負担が大きい。

【搬送車両の充実】

- ・自宅療養者の透析等の受診の通院方法、医療機関からの下り等の車両の充実が必要。

【情報共有】

- ・処方薬、既往歴等の情報共有システムの構築が必要。

療養生活環境整備

【健康観察】

- ・保健所の健康観察の負担が大きい。
- ・健康観察等を行う訪問看護事業所の負担が大きい。
- ・施設療養への支援が必要。
- ・不安を覚える自宅療養の方の夜間対応が難しい。
- ・宿泊療養施設のバックアップ医療機関の負担が大きい。
- ・在宅介護の負担が大きい。
- ・平時から介護事業者間の連携ネットワークの強化が必要。
- ・薬剤の夜間を含む迅速な配送体制の整備が必要。
- ・処方薬の情報共有が必要。
- ・新興感染症発生時における対応可能な歯科医の把握が必要。

【生活支援】

- ・食料支援および生活必需品等の支援・市町との協力体制の構築。
- ・療養生活全般に関するサポート。
(平時から感染症に対する理解を促進し、療養時にはタイムリーにわかりやすく情報提供)

2 外出自粛対象者医療提供体制

新 -新たな対応 **充** -体制のさらなる拡充 **同** -コロナ対応同等のもの

【医療機関(病院、診療所)】

■ 電話・オンライン診療および往診体制等の強化 **充**

・事前調査の結果を踏まえ、医療機関ごとに対応可能なメニュー(電話・オンライン診療、対面診療、往診等(妊婦、透析、かかりつけ患者のみ等))を把握し、あわせて高齢者施設、障害者施設等への対応可能な医療機関を把握し、速やかに受診できる体制整備し、陽性者を適切な医療機関へ繋ぐ。

- 平時から協定を締結し、医療機関のさらなる確保を図る。
- 診療所が訪問看護事業所等と連携して自宅療養者を支援できるよう、在宅医療セミナー等を通じて、地域の多職種連携体制のさらなる推進を図る。

【訪問看護事業所】

■ 訪問看護現場における介護フォロー等の民間事業所への委託 **新**

・現場において陽性者の介護フォロー、薬剤の配送も担っているという状況があり、本来業務への負担となっていた。この状況を踏まえ、介護フォローや薬剤の配送等を薬局の協力や民間事業者への委託等を活用し、訪問看護事業所の負担軽減を図り、本来の医療提供に注力できる体制を整備する。

- 流行初期以降に、介護支援や薬剤配送等について、新たに民間事業者へ委託。

【搬送車両の充実】

- 自宅療養者の透析等の受診の通院方法、医療機関からの下り等の車両の充実 充
- ・ 各宿泊療養施設等の配置車両の充実(福祉車両を含む)を図る。
- 民間事業者やタクシー事業者と平時から協定を締結する。

【情報共有】

- 処方薬、既往歴等の情報共有システムの検討
- 滋賀県医療情報連携ネットワークの「びわ湖あさがおネット」のさらなる利用促進を図りつつ、NESID等の国のシステムの開発・改修の動向を注視していく。

3 療養生活環境整備

■ 健康観察業務等の民間事業所、訪問看護事業所への委託および市町との連携強化 充

健康観察業務、医療機器の配送、自宅療養証明書の発行、相談業務等を民間事業者等に委託して一元化することにより、保健所業務のひっ迫を防ぐ。

あわせて健康観察業務を訪問看護事業所へ委託し、連携することにより健康観察体制の強化を図る。

また、市町の保健センター等との連携を強化することにより、負担軽減を図るとともに、より柔軟な健康観察が可能な体制を整備する。

➤ 平時から協定締結し、訪問看護事業所のさらなる確保を図る。

(例:保健所と連携し、平時から支援している配慮が必要な患者の健康観察等)

➤ 現在保健所および市町に調査中。保健所で作成する健康危機対処計画との整合性を踏まえ、今後、保健所および市町における健康観察の役割分担を検討する。

⇒詳細については、第3回部会において報告予定。

■ 新興感染症発生時における対応可能な歯科医の把握 新

➤ 歯科医師会と連携(有事における往診対応可能歯科医の調査等)し、往診等可能な歯科医を県で把握することにより、適切に歯科医に繋ぐ体制を確保。

■ 施設療養への支援 新 充

・高齢者施設・障害者施設等での感染対策等を指導・推進できる人材(施設スタッフ、保健所職員)を育成するとともに、平時から保健所とICN等の感染対策のネットワーク構築を進め、有事のクラスター発生時には依頼により保健所職員、感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の強化を検討する。

■ 複数の医療機関による宿泊療養施設のバックアップ ⑥

・複数の医療機関によるバックアップ等、事前調査の結果を踏まえた体制の整備を行うことにより、宿泊療養施設のバックアップ医療機関の負担軽減を図る。

➤ 協定締結により、対応可能な医療機関のさらなる確保を図る。

・新型コロナ対応で得たノウハウについて、平時から宿泊療養施設の運営マニュアルの整理を行い、負担軽減に繋がる運営の見直しを検討する。

■ 宿泊療養施設の24時間受け入れ体制の整備 ⑦

・宿泊療養施設の運営を民間事業者等を活用し、24時間体制で運営し、入院適応ではないが、夜間に不安を覚える自宅療養者も受入を可能とする。

■ 高齢者等宿泊療養施設の運営 ⑧

・入院適応ではなく、軽症で身の回りの世話や何らかの見守りや手助けが必要な高齢者等がADLを維持しながら安心して療養できる宿泊療養施設の運営することにより、在宅介護の負担軽減を図る。

・介護コーディネーターによる介護的な観点から宿泊療養が可能か、療養する場合どのような対応が必要か等情報収集。

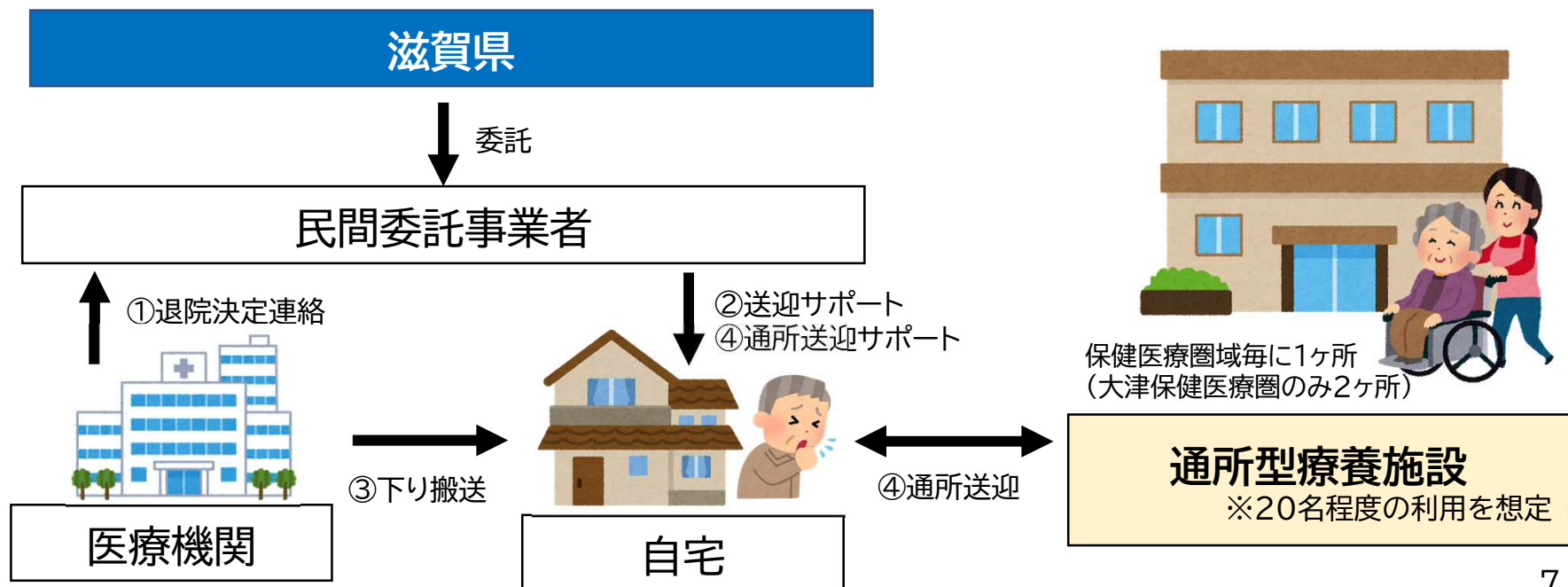
➤ 平時から上記に係る利用可能な宿泊施設を協定締結等により確保。

■ 通所型療養施設の設置・運営 新

・通所等サービスを利用されている高齢者が普段と同じように過ごすことのできる環境を整備するとともに、入院後に症状が軽快し、自宅療養が可能となったが利用されていたサービスが利用できないことから自宅に戻れず、入院を継続せざるを得なかった課題を解決することにより、病床ひっ迫時において、重症等の入院や医療が必要な患者を速やかに医療に繋げる。

- 平時から関係団体と連携するとともに、有事の際は民間事業者等の活用により、上記対象者が通所による健康観察、食事や排せつ介助等を行うことができる通所型療養施設の設置を想定。
- 平時から上記に係る利用可能な宿泊施設を協定締結等により確保。

図



■ 薬剤の夜間を含む迅速な配送体制の構築 新

- ・滋賀県薬剤師会と連携し、県において配送業者を委託し、夜間や緊急案件にも対応可能な配送体制の整備。
- 新たに流行初期以降に、薬剤配送について新たに民間事業者へ委託。

■ 処方薬等の情報共有 新

- ・健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況等を確認して情報共有を行う。
- 協定締結により、対応可能な薬局の確保を図る。

■ センシング技術の活用の検討 新

- ・スマートウォッチ等のウェアラブル端末を利用した、宿泊、自宅療養者の健康管理を行うことを検討する。

■ 食料支援および生活必需品等の支援 充

- ・支援の依頼に対する十分な食料品の購入および速やかな配送を行うことで、自宅療養者が安心して療養できる体制を整える。
- 民間事業者と包括連携協定等の締結を行い、平時から準備を行う。

■ 市町との協力体制の構築 充

- ・保健所と連携し、市町との調整を進め、住民の生活支援の役割分担や費用負担について協議し、協力体制を構築する。
- 現在、市町に調査中。保健所で作成する健康危機対処計画との整合性を踏まえ、今後、県および市町における食糧支援、生活必需品の支援等の役割分担を検討する。
⇒詳細については、第3回部会において報告予定。

■ 療養生活全般に関するサポートの充実 充

- ・平時から住民の方が感染症に対する理解を深められるよう、感染症の発生状況や対応方法等について、積極的にわかりやすく情報発信する。
- ・保健所、市町、関係機関の情報共有時の窓口の確認および方法等の整備。
- 安心して自宅療養できるようウイルスの性質や療養生活のサポート等に関する情報を誰もが理解できるように情報提供するとともに、ホームページ、SNS等のオンライン媒体や報道、広報誌等あらゆる機会を活用し幅広く周知を徹底する。

第五 医療提供体制の確保 ③自宅療養者等の医療提供

目指す方向性

誰もが安心して自宅・宿泊・施設療養できるよう、地域の医療福祉の連携推進を図る。

対応のポイント

- ①病院・診療所、薬局、訪問看護事業所と医療措置協定を締結し、自宅療養者に対応できる医療機関を確保。
- ②特別な配慮を要する患者の受診可能な医療機関を協定締結により確保し、明確化する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

〈病院・診療所〉

・時間外等の受診可能な医療機関の偏りによる一部の医療機関の負担増加。

・クラスター等で施設療養となった際の嘱託医等の負担が大きい。

〈訪問看護事業所〉

・訪問看護事業所の本来業務外(介護フォロー等)の発生による1日あたりの訪問看護可能数の減少。

〈薬局〉

・電話/オンラインによる服薬指導のさらなる促進。

【対応策】

〈病院・診療所、訪問看護事業所、薬局〉

・協定締結により、訪問や電話/オンラインによる対応が可能な医療機関や、高齢者施設と連携が可能な医療機関を確保。

〈病院・診療所〉

・協定締結により、妊婦や透析等の特別な配慮を要する自宅療養者に対応できる医療機関の確保、明確化。

〈訪問看護事業所〉

・民間事業者等を活用し、介護面のフォローの負担軽減を図り、本来の訪問看護業務に注力できる体制を整備。

■ 医療措置協定の概要

機関種別	協定における医療措置の内容
医療機関 (病院・診療所) ※対応可能なもので いずれか1つ以上	1 対面診療が可能 2 電話/オンライン診療が可能 3 往診が可能 4 訪問または電話/オンラインによる健康観察の対応が可能 5 宿泊療養施設における指導が可能
訪問看護事業所 ※対応可能なもので いずれか1つ以上	1 訪問看護が可能(必須) 2 訪問による健康観察が可能 3 電話/オンラインによる健康観察が可能
薬局 ※対応可能なもので いずれか1つ以上	1 電話/オンラインによる服薬指導(又は自宅療養者の居所を訪問しての服薬指導)が可能(必須) 2 自宅療養者の居所への薬剤配送が可能 3 服薬指導時等に健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の変化の確認等が可能

※1~3はいずれか1つ以上必須

※かかりつけ患者のみまたは初診も可等、対象者についても明記

※高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また配置医等施設と契約等を行っている場合は施設名もあわせて明記。

■ 自宅療養者等への医療提供機関数の目標値

項目	目標値 (発生公表後6か月まで)	(参考)新型コロナ実績値 (R4年8月の医療提供機関数)
機関種別	病院・診療所	325機関
	薬局	373機関
	訪問看護事業所	65機関

第八 宿泊施設の確保

目指す方向性

宿泊療養施設を迅速に立ち上げられるよう、平時から宿泊施設を確保する。

対応のポイント

- ① 平時から宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊療養できる施設を確保。
- ② 流行初期から開設する宿泊療養施設については、バックアップ病院と宿泊施設を紐づけ、迅速に開設できる体制を構築する。

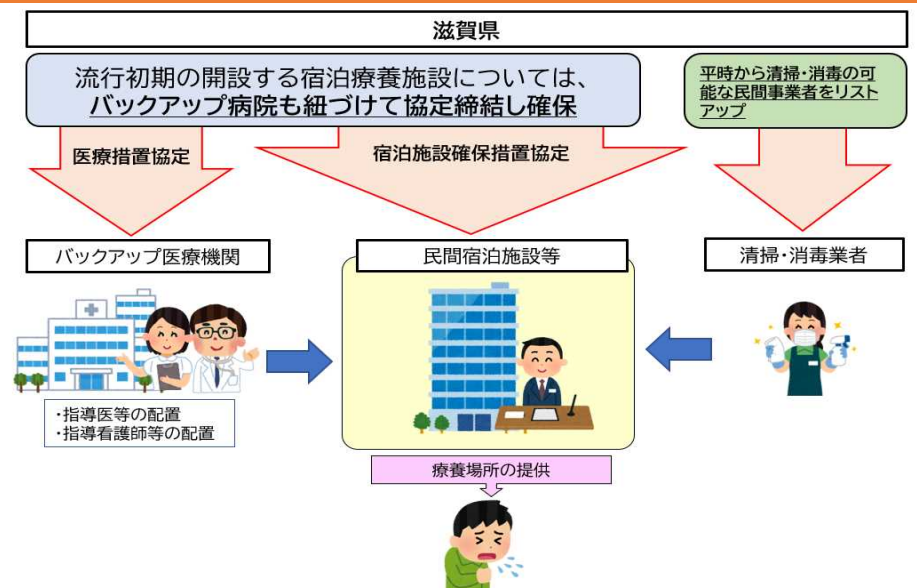
【新型コロナウイルス感染症対応時の教訓・課題】

- ・短期間に急増する軽症者対応のために、入院医療がひっ迫し、宿泊療養施設の迅速な立ち上げが必要となった。
- ・特に大津圏域において宿泊療養施設(部屋数)が不足。
- ・流行初期における宿泊療養施設運営にかかるバックアップ体制の整備に時間を要した。
- ・入所者の増加に伴い、部屋の清掃業者が不足による稼働率低下。

【対応策】

- ・平時から宿泊療養施設および通所型療養施設(後述)として利用可能な宿泊施設を協定締結により確保。大津市内の宿泊施設については、大津市と連携し確保。
- ・流行初期から開設する宿泊療養施設について、バックアップ病院と紐づけ、医療措置協定の締結により平時から確保。
- ・平時から清掃・消毒の対応が可能な民間事業者をリストアップ。

■ 体制図(案)



■ 宿泊施設確保にかかる目標値

対応時期(目途)	流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	62室	677室

第九 外出自粛対象者の療養生活の環境整備②【宿泊療養等】

目指す方向性

誰もが安心して療養できるよう、**医療や介護サービスを提供する宿泊施設や通所施設の環境を整備する。**

対応のポイント

- ① 隔離のみならず、高齢者が介護を受けながら宿泊療養できる体制を確保する。
- ② **自宅療養の高齢者が日帰りで安心して療養できる通所型療養施設を設置する。**

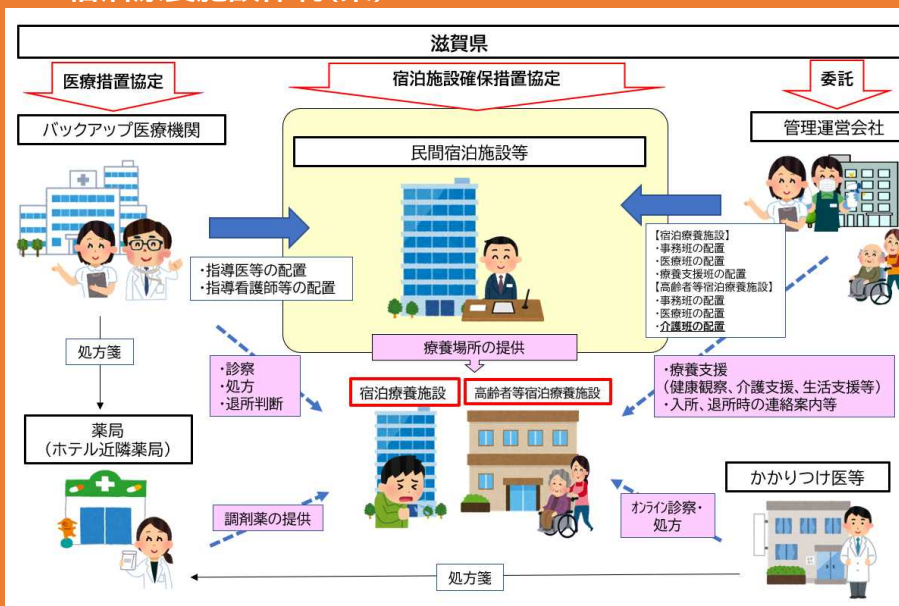
【新型コロナウイルス対応時の教訓・課題】

- ・当初は宿泊療養の想定がなく、ノウハウが不足。
- ・短い準備期間で医療職を含む運営スタッフの確保が困難。
- ・入所者の増加に伴い、宿泊療養施設のバックアップを行う医療機関の負担が増大。
- ・コロナは軽症だが介護が必要な独居高齢者、高齢者のみ夫婦などは、介護を受けながら宿泊療養できる体制が必要。
- ・高齢者等で、新型コロナは軽快しても、日中に通える通所施設がなければ、円滑な退院につながりにくい。

【対応策】

- ・平時から宿泊療養施設の運営マニュアルを整備。
- ・民間事業者の活用や平時から医療機関と人材派遣に関する協定締結により、運営スタッフを確保。
- ・複数の医療機関によるバックアップ体制の構築。
- ・急変時に対応できるようセンシング技術の活用検討。
- ・介護が必要な高齢者等が、身体機能を維持しながら療養できる高齢者等のための宿泊療養施設を設置。
- ・通所による健康観察や食事、排せつ介助等を行うことができる通所型療養施設を設置。

■ 宿泊療養施設体制(案)



■ 通所型療養施設体制(案)

